

経済団体からの意見・要望事項

※赤字は財務省（国税庁）、総務省の回答

本紙記載の「意見・要望事項」は、e-Tax、eLTAX の更なる利便性の向上等のために貴重な検討材料と考えています。個々の御意見について、システム改修に必要となる投資額やその効果等を見極めながら、優先度の高いものから順次実施したいと考えています。基本計画についても、それらの検討状況を踏まえ、随時見直しを行っていく方針です。

基本計画の内容に対する意見

- 利用率だけでなく、「利用率の次の KPI」を設定して、「利用体験」を改善することを目指すべきではないか。例えば、代理申告（税理士経由）と納税者自身による申告では利用体験が異なるため、
 - ・ 税理士/会計事務所産業の DX の課題
 - ・ 納税者自身が操作するには難解な e-Tax の UI-UX など、課題を分けて考える必要がある。

- 90%近いオンライン利用率は代理申告によって実現している部分が多い。士業者は申告作業を多く繰り返すので、多少使い勝手が悪くても電子化した方が移動の手間を省くことができ合理的であるため、オンライン申告に移行しやすい。

- e-Tax や eLTAX の評判は、例えば Twitter でリアルタイム検索をしたらすぐに分かるのではないか

- UI-UX の更なる改善のために国税庁としてサービス開発に向き合う体制を作っていただきたい。機能の塊としてサービスを捉えるのではなく、ユーザー体験としてサービスを捉えるようになるべき。UI 上のボトルネックがどこにあるかは、サービスを使っている利用者を横から観察すればわかる。例えば、「この画面のここで迷いやすい」「この情報配置だとこの情報に気づきにくい」などがわかり、どう改善すればいいか仮説が立てられる。行政サイドでも前向きに開発体制を工夫している例はある。例えば、経産省（制度ナビ）や総務省（e-Gov）の事例。

- もし、行政組織での UI-UX の改善に限界があるのであれば、API の整備と、認証手段の普及に注力すべき。
- 個人確定申告の e-Tax 利用率には、税務署で署員が PC を操作させて e-Tax を使うのも、利用率に含まれているケースもあると聞くので、本取組では自宅からリモートで申告している数をトラックすべき。
- 電子申告普及時には、税務署がかなり力を入れて税理士回り等を行い、税理士のクライアントへの普及を促したと承知。アクションプラン記載のとおり、電子納付についても、利用手続の簡素化や広報により利用促進する必要がある。
- 法人税以外に個人所得税の e-Tax 利用も課題があると思うが、それはこの基本計画の外で別途考えられているのか。

義務化に関する意見等

- 大法人の電子申告義務化の際には、移行時の事前準備、環境構築等への負担が相応にあり、メリット感は享受し難かった。結果的に、「義務化」に背中を押される格好となったが、オンライン移行時の初期コストに関しては、心理的負担緩和に留意してほしい。今後、中小法人への制度拡大を考えるにあたっては、この「事前準備」「環境構築」の簡素化・簡便化には引き続き、特に意を用いて頂くことを希望する。
- オンライン申告に変更する場合には、資金繰りの変更や、大幅な業務フローの変更が発生し、また、自社の営業システムとの連携についても確認が必要となる。事前に関係部署と十分な打ち合わせをするには時間を要する。

入力規制、データ形式対応への負担、入力項目の簡素化、BPR等の意見

- 申告書別表、決算書、勘定科目内訳明細書、事業概況書など多くの提出書類が必要になるが、電子申告における対応形式が限定されており、単純に決算書等を PDF 化して提出することは基本的に不可であるなど、様式に対応させるための負荷（対応工数、対応コスト）がまだまだ多い。

- 申告書作成及びその電子申告については、専用のシステムを使用しているが、あまり使用されない別表については、システム未対応のものもあり、国税側にもフォーマットの準備が無いため、手書きで別表作成せざるを得ない場合がある。
【財務省】国税庁が提供している e-Tax ソフトは、全ての別表に対応していません。なお、民間ベンダーが提供しているソフトの中には、使用頻度の低い様式について対応していないものもあると承知しています。
- 今後の電子申告の義務化にあたっては、ある程度フォーマットフリーとし、企業側で使用しているシステムやソフトでもそのまま適用できる形式の採用を希望する。
- 添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書、事業概況書）の電子申告については、e-Tax 側の入力規制（文字数制限、外字の制限、ハイフンを認めない等）があるため対応に苦労している。本当に必要な内容に絞って入力させても良いのではないか。
- 申告添付書類の内、現状書面や電子データによる提出が必要となっている財務諸表等について、イメージデータによる提出を認容いただきたい。
- 添付書類（勘定科目内訳明細書・財務諸表）を Excel もしくは pdf で提出できるよう認めていただきたい。CSV では個々の文字列に全角・半角入力が必要されるためデータを添付するまでにチェックを要する。
- 法人税申告において勘定科目内訳明細書の入力項目が多く、負担感がある。例えば、手形勘定であれば振出日、期日、金融機関名が、売掛金であれば取引先名、金額だけでなく住所等まで記載が求められている。

自動入力機能（プレプリント機能）に関する意見

- 国税の中間納付（電子納税）は、納税者が納付する際に税務署より先に送付される申告情報を、納税者が改めてシステムに手入力し起票する必要があるが、税務署より送られる納付額その他の情報（納付回数）など、予めシステム内で自動入力していただけないか。

- 申告手続き後、納付手続きに際し金額の入力が必要となっており、ミスの原因となるので、申告内容と自動連携するようにシステム対応をお願いしたい。
【財務省】国税庁の仕様に基づくソフトであれば、e-Tax で申告していただいた場合、その納税額を納付の画面に自動連携することができます。
【総務省】地方税においても同様に、eLTAX で申告していただいた場合、その納税額を納付の画面に自動連携することができます。

システム未対応手続、オンライン完結に関する意見

- 居住者証明書や租税条約に関する届出書などについて、所轄税務署に対して所定の書面による申請・提出が必要だが、準備のために出社を余儀なくされているため、e-Tax にて申請・提出できるようご検討いただきたい。
【財務省】御指摘の証明書等につきましては、令和3年1月から e-Tax での提出を受け付けています。
- 電子申告でも、別添（別送）の書類を大量に提出する必要があり、利便性が感じられない。
【財務省】法人税申告に関係する法定の添付書類につきましては、全て e-Tax で提出できます。
- 居住者証明書や源泉所得税の納税証明書について、電子的に交付が受けられる手続きを検討いただきたい。

国税と地方税の連携、利便性の統一化等に関する意見

- 電子委任状を eLTAX でも受け付けていただけるよう、e-Tax と eLTAX の仕様を共通化いただきたい。
- 国税の申告内容が県税等と共有できるようにしてほしい。県税事務所等が、国税局に提出済の別表等のコピーを求めなくなれば助かる。

問い合わせ、修正対応等のシステム化に関する意見

- 法人税申告書に関する国税庁からの質問について、FAX 又は郵送で回答するよう依頼を受けるので出社を余儀なくされている。E-mail で回答できるようご検討いただきたい。

- 国税局・税務署からの問合せは、自宅から e-Tax で見られるようにしてほしい。電話・郵送・ファックス等では出社する必要がある。

データ容量緩和に関する意見

- 電子申告の際、送付可能なデータ容量は 8.0MB だが不十分。データ容量を緩和いただきたい。

納付手続に関する意見

- 国税・地方税ともダイレクト納付は口座の届出が前提だが、届出を提出してから税務署・金融機関の手続きが終わるまで 1 か月以上かかる。

- ダイレクト納付の利用届出のために用紙と銀行印が必要となるなど、手続が面倒との指摘があり、改善をお願いしたい。

【財務省】 e-Tax によるダイレクト納付の利用届出については、金融機関のシステム整備状況に応じ、オンラインでの受付（銀行印の押印は不要）を開始しています。

- 日本以外の金融機関からも電子納税ができるシステムにしていきたい。

- 個人所得税では振替納税の利用率も高いと思われるが、法人税で電子納税を活用するためには、同時に発生する地方税（事業税、住民税）も電子納税できることが不可欠。（地方税納税のために銀行窓口に行くなら、国税だけ電子納税にするインセンティブは働きにくい）

【総務省】 法人事業税及び法人住民税については、令和元年 10 月から稼働した地方税共通納税システムにより、全ての地方団体において電子納税が可能となっています。

- 各市区町村に事業所があり、地方税の納付先が多数あるような企業においては、国税だけでなく、地方税も含め全て電子納税に切り替えることで初めて利便性が向上する。

- 地方税の固定資産税・償却資産税も電子納税（共通納税）で対応してほしい。

【総務省】 令和 3 年度税制改正大綱において、固定資産税等の賦課税目については、令和 5 年度以後の課税分から地方税共通納税システムの対象税目に加

えることとされました。

電子署名に関する意見

- タイムスタンプ要件の廃止。もしくは SAP 等 ERP システム内で付されるタイムスタンプを電子書類においても認めていただきたい。
- 申告書において代表者の電子署名が必要か再考をお願いしたい。

その他、個別具体的な意見

- 納税証明書取得のため税務署を訪れた際、税務署側の処理遅れで発行できなかった。速やかに納税完了の確認が行えるようにしてほしい。
- e-Tax で電子申告した勘定科目内訳明細書等は申告済みのデータを納税者が帳票の形でダウンロードできないので、申告したデータを確認することが難しい。
- 手続き用の画面や操作方法が度々見直されるが、慣れてきた頃に変更があるため、変更箇所を明示するなどの工夫をしていただきたい。
- eLTAX の共通納税システムでは、法人税確定申告に当たって、見込み納付額が足りず確定申告とともに追加で納税が発生する場合、見込みからの差分を追加納税額として認識する仕様にはなっておらず（見込みを考慮しない確定申告書上の納税額が表示されてしまう）、各自治体への納税額を手修正する必要がある。分割が多い場合、これは人為ミスが起きる可能性が高く、このような場合、納付書で金融機関窓口において納付した方がリスクが低く感じられ、電子納税をためらう一因となる。
- e-Tax は目的の画面に遷移するにあたって操作手順回数が多いと感じる。